

議案第75号

世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正  
する条例

上記の議案を提出する。

令和5年6月14日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 条例の適用区域を拡大するとともに、規定の整備を図る必要があるので、  
本案を提出する。

世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例（昭和62年7月世田谷区条例第34号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項及び第5項中「法第52条第6項の政令で定める昇降機の昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム等の共用の廊下若しくは階段の用に供する」を「法第52条第6項各号に掲げる建築物の」に改め、同条第8項中「第15条」を「第11条」に改める。

別表第1の1の部に次のように加える。

東京都市計画祖師谷二丁目地区地区整備計画区域	東京都市計画祖師谷二丁目地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
------------------------	---

別表第2備考以外の部分に次のように加える。

東京都 市計画 祖師谷 二丁目 地区地 区整備 計画	地区整備計画の区域		10分の1 5	10分の5		1 計画図 3に示す とおり、 1号壁面 線につい ては、区 画道路境 界線から 8m	1 計画図 3に示す 2号壁面 線及び3 号壁面線 の各境界 線から4 mを超え る区域に おける軒 の高さが 3m以下 の平屋建 物の	2 8.5m。ただし、 建築物の各部分の高さ は、次に掲げるものを 超えてはならない。 (1) 当該部分から計 画図3に示す斜線 制限における境界 線までの水平距離 に1.25を乗じ たものに10mを 加えたもの (2) 当該部分から計 画図3に示す斜線 制限における境界 線までの真北方向 の水平距離に0. 5を乗じたものに 4mを加えたもの				
						2 計画図 3に示す とおり、 2号壁面 線につい ては、区 画道路境 界線から 6m	2 計画図 3に示す 4号壁面 線及び5 号壁面線 の各境界 線から2 mを超え る区域に おける軒 の高さが 3m以下 の平屋建 物の					
						3 計画図 3に示す とおり、 3号壁面 線につい ては、区 画道路境 界線から 5m	3 計画図 3に示す 3号壁面 線及び5 号壁面線 の各境界 線から2 mを超え る区域に おける軒 の高さが 3m以下 の平屋建 物の					
						4 計画図 3に示す	4 計画図 3に示す の平屋建 物の					



						3に示す とおり、 7号壁面 線につい ては、道 路境界線 から2m					
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第5 東京都市計画北烏山二・三丁目地区地区整備計画区域の項中「東京都市計画北烏山二・三丁目地区地区整備計画区域」を「東京都市計画北烏山二・三丁目地区地区整備計画」に改め、同項の次に次のように加える。

東京都市計画祖師谷二丁目地区 地区整備計画	地区整備計画の区域
--------------------------	-----------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。